

◎佐賀県条例第40号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定及び同条第2項の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築の制限、法第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物及びその他の工作物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の附加、法第43条第2項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定等について定めるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 この章の規定は、<u>法第43条第1項ただし書</u>、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。</p> <p>2 この章の規定は、<u>法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定</u>により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。</p> <p>(仮設建築物に対する特例)</p> <p>第29条 第2章、第3章、第4章及び第4章の2の規定は、<u>法第85条第5項の規定</u>による許可を受けた<u>仮設建築物</u>については、適用</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定及び同条第2項の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築の制限、法第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物及びその他の工作物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の附加、<u>法第43条第3項の規定</u>による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに<u>法第56条の2第1項の規定</u>による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定等について定めるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 この章の規定は、<u>法第43条第2項第2号</u>、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。</p> <p>2 この章の規定は、<u>法第43条第2項第1号</u>、<u>第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定</u>により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。</p> <p>(仮設興行場等に対する特例)</p> <p>第29条 第2章、第3章、第4章及び第4章の2の規定は、<u>法第85条第5項の規定</u>による許可を受けた<u>仮設興行場等</u>については、適</p>

改正前			改正後		
しない。 別表（第31条の2関係）			用しない。 別表（第31条の2関係）		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1～9 略			1～9 略		
10 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可（次号に係る許可を除く。）を受けようとする者	略		9の2 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定を受けようとする者	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
10の2 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可（建築審査会の包括的な同意（以下「包括同意」という。）を得ている許可に限る。）	略		10 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可（次号に係る許可を除く。）を受けようとする者	略	
			10の2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可（建築審査会の包括的な同意（以下「包括同意」という。）を得ている許可に限る。）を受	略	

改正前			改正後		
を受けようとする者			けようとする者		
11～33 略			11～33 略		
34 法第85条第5項の規定による仮設建築物（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者	<u>仮設建築物建築許可申請手数料</u>	略	34 法第85条第5項の規定による仮設興行場等（次号に掲げる建築物を除く。）の建築の許可を受けようとする者	<u>仮設興行場等建築許可申請手数料</u>	略
34の2 法第85条第5項の規定による小規模仮設建築物（地階を除く階数が2以下かつ床面積が500平方メートル以下の建築物に限る。）の建築の許可を受けようとする者	<u>小規模仮設建築物建築許可申請手数料</u>	略	34の2 法第85条第5項の規定による小規模仮設興行場等（地階を除く階数が2以下かつ床面積が500平方メートル以下の建築物に限る。）の建築の許可を受けようとする者	<u>小規模仮設興行場等建築許可申請手数料</u>	略
			34の3 法第85条第6項の規定による1年を超え	<u>1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許</u>	<u>160,000円</u>

改正前			改正後		
			て使用する特別 の必要がある仮 設興行場等の建 築の許可を受け ようとする者	可申請手数料	
35～42 略			35～42 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。